

## 議第32号

三島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

**第1条** 三島市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年三島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第17条の8第2項第1号中「100分の85」を「、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95」に改め、同項第2号中「100分の40」を「、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

**第2条** 三島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条の5第1項中「及び附則第3項第3号」を削り、「及び第17条の7」を「及び第17条の7第1項」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第4項中「。附則第3項第3号において同じ。」を削る。

第17条の8第1項中「及び附則第3項第4号」を削り、同条第2項第1号中「及び附則第3項第4号」を削り、「、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45」を「100分の42.5」に改める。

附則第3項から第5項までを削る。

**附 則**

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第4項から第7項まで、第9項及び第10項の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の三島市一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の三島市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（三島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年三島市条例第11号。以下この項において「平成27年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与条例の規定

による給与（平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（平成30年4月1日における号給の調整）

4 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。）のうち、平成27年1月1日において三島市一般職の職員の給与に関する条例第5条第4項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して規則で定める職員を除く。以下この項において「昇給抑制職員」という。）その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の平成30年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

5 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員の給料月額は、当該号給に応じた額に、三島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三島市条例第16号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

6 前項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による勤務をしている職員について準用する。

7 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員に対する第4項の規定の適用については、同項中「と

する」とあるのは、「とするものとし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員の給料月額、当該号給に応じた額に、三島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三島市条例第16号）第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（規則への委任）

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（三島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 9 三島市職員の育児休業等に関する条例（平成4年三島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し及び同項から附則第6項までを削る。

（三島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

- 10 三島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三島市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第2条の2を削る。

平成30年2月20日提出

三島市長 豊岡 武士